建築相談調査登録事務講習会

を受講される皆様へ

**下記の各項目について、十分ご留意のうえお申込みください。**

**【Ⅰ】登録建築士の資格**

建築相談調査会に登録できる**建築士**は、つぎの条件を

すべて満たす方に限ります。

**①一般社団法人北海道建築士事務所協会に所属する**

**正会員建築士事務所に所属する建築士**

**②建築士法第２３条により登録された建築士事務所**

**に５年以上勤務した建築士**

**③建築相談調査登録事務講習会を受講した建築士**

**【Ⅱ】登録建築士事務所の資格**

建築相談調査会に登録できる**建築士事務所**は、次の

条件をすべて満たす建築士事務所に限ります。

**①一般社団法人北海道建築士事務所協会に所属する**

**正会員建築士事務所**

**②相談調査業務を担当するために上記【Ⅰ】に定め**

**る登録建築士が所属している建築士事務所**

**【Ⅲ】この講習会は、継続能力開発（CPD）単位対象の**

**研修プログラムとなります。**

**裏面もご覧ください**

建築相談調査会への更新・新規

登録を希望される皆様へ

**下記の各項目について、十分ご留意のうえお申込みください。**

**【Ⅰ】講習会会場は、釧路、旭川、札幌の３会場です。**

**【Ⅱ】受講申込受付は、先着順で定員になり次第締め切り**

**ますのでご注意ください。**

**（受付期間：２月５日（水）から３月６日（金））**

**なお、受付は、各支部で行っています。**

**【Ⅲ】「建築相談調査会登録建築士事務所・登録建築士申**

**請書」の受託業務内容の欄①の記入方法について**

・ 受託できる業務を選択していただきますが、建築相談

調査会の目的から「現況調査（一般）」は必須とします。

・ 「現況調査（気密性・シックハウス・振動・音・塗装・板

金）」は、必ずしも事務所が直接受託できなくても関連

業者を手配できるのであれば選択してください。

**【Ⅳ】登録後の有効期間は、令和２年６月１日から令和**

**６年５月３１日までの４年間です。**

現在の登録有効期間は、令和２年５月３１日までです

ので、この講習会を受講して登録更新申請する必要

があります。